

平成二十二年財務省令第二十二号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号) 第二条第一項第七号及び第八号並びに第十二条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

この省令において「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「適用額」、「適用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「法」という)第二条第一項第二号又は第四号から第八号までに規定する法人税関係特別措置、法人税申告書、事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

(適用額)

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 稟税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という)第四十二条の三の二第一項の規定 これららの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額)以下(次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める金額以下)の金額

イ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項に規定する中小通算法人(ハに掲げる法人を除く) 同条第七項に規定する軽減対象所得金額

ロ 措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項(措置法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えた場合に限る)の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減対象所得金額

ハ 措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む)の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額(同条第十九項第一号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ)から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた金額)

三 措置法第四十二条の六第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた金額)

四 措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

五 措置法第四十二条の十第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

口 措置法第四十二条の十第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

六 措置法第四十二条の十一第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一の二第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

イ 措置法第四十二条の十一の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一の三第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

イ 措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二項又は第三項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第三項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第三項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第四項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第五項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第六項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第七項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第八項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第九項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第十項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第十一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第十二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第十三項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第十四項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第十五項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第十六項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第十七項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第十八項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第十九項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二十項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二十一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二十二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二十三項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二十四項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二十五項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二十六項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二十七項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二十八項の規定 同項に規定する特別償却限度額

イ 措置法第四十二条の十二第二十九項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第三十項の規定 同項に規定する特別償却限度額

- 口 措置法第四十二条の十二の六第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 十四 措置法第四十二条の十二の七第一項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額（措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 同項に規定する特別償却限度額）
- 十五 措置法第四十二条の七第四項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 これららの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 十六 措置法第四十三条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十七 措置法第四十四条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十八 措置法第四十四条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十九 措置法第四十四条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十 措置法第四十五条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 二十一 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 二十二 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 二十三 措置法第四十五条の二第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 二十四 措置法第四十六条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十五 措置法第四十六条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十八条号イ及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）同条第一項に規定する特別償却限度額）
- 二十六 措置法第四十七条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十七 措置法第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十八 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額
- 二十九 措置法第五十二条の三第一項の規定 同條第三項第二号に係る部分を除く。）
- 口 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から第四十八条までの規定
- 口 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- 口 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- 口 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- 口 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- 口 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- 口 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条

- ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額
- 三十 措置法第五十五条第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十一 措置法第五十六条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十二 措置法第五十七条の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十三 措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十四 措置法第五十七条の六第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十五 措置法第五十七条の七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十六 措置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十七 措置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十八 措置法第五十八条第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十九 措置法第五十九条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十 措置法第五十九条の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十一 措置法第六十条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十二 措置法第六十一条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十三 措置法第六十二条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十四 措置法第六十三条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十五 措置法第六十四条第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十六 措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第九項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十七 措置法第六十五条第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第六十五条第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- ロ 措置法第六十四条第一項又は第九項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額
- (1) 措置法第六十四条第一項又は第五項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- (2) 措置法第六十四条第一項又は第九項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- (3) 措置法第六十四条第一項又は第五項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条
- (4) 措置法第六十五条第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額
- ハ 措置法第六十五条第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第一百二十二条の十二第五項に規定する調整済額がある場合）

合には、当該調整済額を控除した金額とする。（2）において同じ。）から措置法第六十五条第一項第一号に規定する計算した金額を控除した金額。

(2)

措置法第六十五条第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

四十八 措置法第六十五条の二第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三第六項の規定

これらの規定により損金の額に算入される金額

四十九 措置法第六十五条の三第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

五十 措置法第六十五条の四第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

五一 措置法第六十五条の五第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

五十二 措置法第六十五条の五の二第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

五十三 措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定

これらの規定により損金の額に算入される金額

五十四 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」といいう。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定

同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額

第五十五 措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定

同条第一項若しくは第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

第五十六 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定

同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

第五十七 措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の十第一項又は第四項の規定

これらの規定により損金の額に算入される金額

第五十九 措置法第六十六条第一項又は第四項の規定

これらの規定により損金の額に算入される金額

六十 措置法第六十六条の十第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

六十一 措置法第六十六条の十一第一項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

六十二 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定

同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

六十三 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定

次に掲げる区分に応じそれぞれに定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定

同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人的同一の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定 法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

六十四 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ 措置法第六十六条の十一の四第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

六十五 措置法第六十六条の十三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十六 措置法第六十七条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十七 措置法第六十七条の二第一項の規定 その事業年度の所得の金額

六十八 措置法第六十七条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

六十九 措置法第六十七条の四第一項から第五項まで、第九項又は第十項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第五項の規定により損金の額に算入される金額

七十 措置法第六十七条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十一 措置法第六十七条の六第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

七十二 措置法第六十七条の七第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

七十三 措置法第六十七条の十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十四 措置法第六十七条の十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十五 措置法第六十八条の三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十六 措置法第六十八条の三の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

七十七 （適用額明細書の記載事項等）

第三条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る次に掲げる事項とする。

一 その法人の名称、納稅地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 その法人の事業年度の開始の日及び終了の日

三 その法人の行う事業の属する業種

四 その法人の事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額

五 その法人の事業年度の所得の金額又は法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額

六 その法人の事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置に関する次に掲げる事項

イ 措置法の条項

ロ 当該法人税関係特別措置の適用額

イ 適用額明細書の様式は、別記様式のとおりとする。

ロ 国税庁長官は、前項の別記様式に付記すること

又は一部の事項を削ることができる。

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 税特措の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）

次項において「令」という。）第二条第一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定

- 二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条第一項の規定

四 所得税法等の一項を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

五 第二条第一項の規定

一 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

二 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の規定

三 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなその効力を有するものとされる（平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第一号に係る部分を除く。）の規定（適用実態調査の実施に関する細目））

四 平成三十一年改正法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。）は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

五 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

（報告書の作成方法）

第六条 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する適用実態調査に係るものに限る。）は、前条の規定により集計された事項に基づくものとする。

一 法第五条第一項第二号の規定により順次その順位を付す場合において、法人の適用額が同額であるときは、これらの同額である適用額につき同順位を付すものとする。この場合において、同号に規定する高額適用額は、その順位を付した適用額が十以上となるまでの適用額に順位を付した場合の第一順位から当該十以上となる順位までに該当する各適用額（第一順位の適用額が十以上となるときは、当該第一順位の適用額）とする。

二 法第五条第一項第二号に規定する高額適用額は、法人税関係特別措置ごとの同項第一号に規定する適用者数が十に満たない場合には、第一順位から最も小さい適用額に付した順位までに該当する各適用額とする。

三 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第二号に掲げる事項については、法人税関係特別措置ごとの高額適用額（同号に規定する高額適用額をいう。以下この項において同じ。）及び高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。以下この項において同じ。）の報告書用法人コード（法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするために付された番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）を記載するものとする。この場合において、当該高額適用法人が他の法人税関係特別措置の高額適用法人であるときは、当該他の法人税関係特別措置の高額適用額には、同一の報告書用法人コードを記載する。

四 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第二号に掲げる事項においては、法人税関係特別措置ごとの高額適用額（同号に規定する高額適用額をいう。以下この項において同じ。）及び高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。以下この項において同じ。）の報告書用法人コード（法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするために付された番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）を記載するものとする。この場合において、当該高額適用法人が他の法人税関係特別措置の高額適用法人であるときは、当該他の法人税関係特別措置の高額適用額には、同一の報告書用法人コードを記載する。

五 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

六 この省令の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間における第二条の規定の適用については、同条第三十八号中「第五十七条の十第三項」とあるのは「第五十七条の十第二項」と、同

附 則　**(施行期日)**　**(平成二年四月一日財務省令第三三号)**
第一条　この省令は、公布の日から施行する。

条第百十五号中「第六十八条の五十九第三項」とあるのは「第六十八条の五十九第二項」とする。

- 第一 条 この省令は、公有の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、同日から施行する。

第二条 第百二十七号の改正規定、同号を同条第百八十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百八十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百七十一号に係る部分に限る。）、同条第八十四号を同条第一百二十一号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百二十二号に係る部分に限る。）による。）、同条第五十号の改正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第七十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第六十号に係る部分に限る。）、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における連結法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項の改正規定、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

第三 第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第百七十九号の次に二号を加える部分（第七十一号に係る部分を除く。）に限る。）及び同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に二号を加える部分（第六十号に係る部分を除く。）に限る。）による。平成二十四年一月二十五日

二 第二条第百四十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第百四十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三十三号とし、同号の次に四号を加える改正規定（号に係る部分に限る。）、同条第十四号を同条第二十二号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第二十四号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表新用具の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表新用具の次に次のように加える改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

四 第二条第九十一号を同条第百三十三号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第二百三十五号に係る部分に限る。）、同条第十四号を同条第二十二号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第二十四号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表新用具の次に次のように加える改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

第一条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に定める日の前日途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日
経過措置

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に定める日の前日までの間ににおける改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）

「規則」という。第二条の規定の適用については、同第二十三条中「第四十四条の四第一項」とあるのは、第四十四条の五第一項」と、同条第百三十四号中「第六十八条の二十五第一項」とある。

2 あるのは「第六十八条の二十六第一項」とする。
施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用について

では、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第44条の4第1項」とあるのは、「第44条の4第1項」とする。

3 第二章とおなじく第一の規則様式第一の適用について施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則様式第一の適用について

では同様式の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「法規別表十(六)」とあるのは、「法規別表十(八)」とする。

4 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第二の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第六八条の

25第1項」とあるのは、「第68条の26第1項」とする。
附則（平成三年一月二日材務省令第七八号）

この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第四十九号) 附則第一条第二号に定める日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第一による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告

について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則
(平成二四年一月二五日財務省令第九号)
抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二
〔施行期日〕

十四年一月二十五日から施行する。
（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による箇引額明

細書は、法人（法人税法〔昭和四十年法律第三十四号〕第二条第八号に規定する人格のない社団等）と云ふ。以下同様。

等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下第三項までのとおり「旅行日」といふ。)以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二条の七の四に規定す

る連結法人をいう。(以下この項及び第二項において同じ。)の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告

及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一号、第二号、第六十一号、第六十二号、第一百六号及び第一百七号の規定並びに
業式第一号(已載要項第四号の表中小企業者等の去へ税率の寺列の頭、中小企業等の貸倒引当金の

法人の施行日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3 新規則第二条第百二十五号、第百二十六号、第百八十二号、第百八十三号、第二百二十八号及び第二百二十九号の規定並びに様式第二（記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人である連結親法

附 則 (平成二五年四月一一日財務省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年四月一四日財務省令第四二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三十八号を同条第三十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第三十九号とする部分を除く。)及び同号の次に一号を加える改正規定(同条第一百四十八号を同条第一百五十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第一百四十八号を同条第一百五十一号とする部分を除く。))は、を中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新規則第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、同条第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、同条第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二条の規定並びに新規則様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第1項(特別償却準備金)(第43条の2第1項)」とあるのは、「第1項(特別償却準備金)」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第1項(特別償却準備金)(第43条の2第1項)」とあるのは、「第1項(特別償却準備金)」と、

「と、新規則様式第二の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第1項(特別償却準備金)(第68条の17第1項)」とあるのは、「第1項(特別償却準備金)」と、

第52条の3第2項、第3項又は第12項(特別償却準備金)	00052	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
と		
あ		
る		
の		
は		

第68条の41第2項、第3項又は第12項(特別償却準備金)	0105	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
と		
あ		
る		
の		
は		

第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条の2第2項)	0005	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
と		
あ		
る		
の		
は		

「と、「第47条の2第1項、平成26年旧措置法第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第1項」と、「第47条の2第3項第4号、平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定再開発建 築 物 等 の 割 増 償 却 の 項 中

第 6 8 条の 4 1 第 2 項、第 3 項又は第 1 2 項（特別償却準備金）（平成 2 5 年旧措置法第 6 8 条の 3 5 第 3 項（平成 2 5 年旧措置法第 4 7 条の 2 第 3 項第 3 号）（同条第 3 項第 3 号）	1 0 4	法規別表十六（九）「9」の欄の金額
2 2 5	1 0 5	法規別表十六（二）「3 2」の欄、別表十六（二）「3 6」の欄、別表十六（三）「3 9」の欄

と あ る の は	備金）（第68条の35第3項第3号） 第68条の41第2項、第3項又は第12項（特 別償却準備金）（第68条の35第3項第3号）	第68条の41第1項又は第11項（特別償却準 備金）（第68条の35第3項第3号） 第68条の41第2項、第3項又は第12項（特 別償却準備金）（第68条の35第3項第3号）	105 23 105 24	法規別表十六（九）「8」の欄 の金額 法規別表十六（九）「9」の欄 の金額
-----------------------	--	--	------------------------	--

第68条の41第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金） （平成25年旧措置法第68条の35第3項（平成25年旧措置 法第47条の2第3項第3号））	60	104	法規別表十六 （九）「9」の欄 の金額
---	----	-----	---------------------------

指置法第68条の35第3項」とあるのは「第68条の35第3項」とする
施行日から都市再生特別指置法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施
行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用について
は、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9（平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号）	2	0	0	3	6
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第5号）	2	0	0	5	5

平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第65条の9(平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号)	6 2	0 0	0 3
--	--------	--------	--------

平成26年旧措置法第65条の8 第1項若しくは第2項又は平成26年旧措置法第65条の9(平成26年旧措置法第65条の7 第1項の表の第5号)	6	0	0	3	6
第65条の8 第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第5号)	6	0	0	5	5

三

3

7

平成26年旧措置法第65条の8第1項若しくは第2項又は平成26年旧措置法

第65条の9(平成26年旧指図法第65条の7第1項の表の第5号)と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

第68条の7	第8条の1	項若しくは第9項又は第68条の80(第68条の78第1
項の第5号)		

とあるの表の第5号

平成26年旧措置法第68条の78第1項若しくは第9項又は平成26年旧措置法第68条の80(平成26年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号)と

平成26年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は平成26年旧措置法第68条の80(平成26年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号)

とあるのとは
第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80（第68条の78第1項の表の第5号）

平成26年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は平成26年旧措置法第68条の80(平成26年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号) 6103

とする。
附 則（平成二十六年七月九日財務省令第六五号）
この省令は、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十三年五月二十二日法律第百一十九号）施行に伴うものである。

十五年法律第二十七号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度の確定は、連結事業年度の法人申告書に係る適用額明細書について適用し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人申告書に係る適用額明細書

書については、なお従前の例による。
附 則（平成二七年四月一五日財務省令第四八号）

一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一様式第一の表の改正規定及び様式第二の表の改正規定並びに次条第四項の規定 平成二十八年一月一日

第七号とする部分を除く。) 同条第五十号の改正規定(「法人の利益」を「課税法人の利益」)を、「課税法人の利益」を「課税法人の利益」に改める部分を除く。)、同条第四十五号への改正規定(「第四十二条の第一項」の下に、「第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る)、同条第二十九号を同条第九十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第一百二十九号を同条第九十三号とする部分を除く。)。

同条第百三十号の改正規定（「同項に規定する調整前連結税額をいう。」）を削る部分を除く。）、同条第百五十七号への改正規定（第六十八条の十五第一項）の下に、「第六十八条の十五

の二第一項」を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定並びに次条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）の施行の日

三 第二条第五十四条の改正規定、同条第一百六十六号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（第57条の3第一項）の次に「又は第7項」を加える部分に限る。）及び様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（第68条の53第一項）の次に「又は第6項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

四 第二条第五十五条の改正規定、同条第一百六十七号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（第57条の4第一項）の次に「又は第10項」を加える部分に限る。）及び様式第二の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定（第68条の54第一項）の次に「又は第8項」を加える部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日
(経過措置)

五 第二条 法人（法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が平成二十七年四月一日前に終了した事業年度において改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号（同条第三十九号、第四十五号又は第四十六号にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十七条の二第二項（同条第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号に定める適用額及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）が同日に終了した連結事業年度において旧規則第二条第百二十七号（同条第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号（同条第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号にあつては、平成二十五年改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五第一項（平成二十五年旧措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第百二十七号、第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号に定める適用額については、なお従前の例による。

六 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項までに係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前号、第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、な

倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定並びに次条第三項の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日
(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

施行規則(以下「新規則」という。)第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

2 新規則第二条第十号及び第九十八条の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表認定地

方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)及び様式第一(記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連

結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第三十号及び第一百八十九号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表倉庫

用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から前条第二号に定める日の前日までの間に適用する新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書における新規則第二条第三十二号ニ中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四十八条第一項の規定」とあり、並びに同条百二十号ニ中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」と、新規則第四条第二項第五号中「若しくは第十項又は」とあり、及び「若しくは第四十八条第一項又は」とあるのは「又は」と、「若しくは第十項の規定」とあり、及び「若しくは第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」とする。

5 新規則様式第一(記載要領第三号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第

五号に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

6 施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)の項中

「特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)」とあるのは「特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)」とある、「特定信頼性向上設備等の特別償却」の欄又は別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額

平成28年旧措置法第68条の26第1項(償却費)	1 0 0 4 5	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の5第1項)	9 0 0 5	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第44条の5第1項(特別償却準備金)(第44条の5第1項)	5 2	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第44条の5第1項(特別償却準備金)(第44条の5第1項)	5 1	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の5第1項)	5 0 0 4	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額

「 」とあわせて「 」は「 」である。

法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附 則（平成二十九年九月二九日財務省令第五七号）
二の省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

改正後の公税特別措置適用状況の明確化等に関する法律施行規則様式第一（記載要領第四号）

の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。) 及び株式第二(詰載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。(以下同じ。)の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

(施行期日) 附則(平成三〇年三月三一日財務省令第二七号)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に五号を加える改正規定（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第二条 新規則第四条第一項第七号及び第八号の規定は、法人の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

施行期日（平成三十一年四月一日から施行）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定め

一様式第一の記載要領第五号の改正規定及び様式第二の記載要領第五号の改正規定
四月一日 令和二年

二 第二条第十四号の次に「一」を加える改正規定、同条第三十六号への改正規定、同条第九十五号の改正規定、同条第九十六条の改正規定（第六十八条の十五の七第一項）を「第六十八条

条の十五の八第一項に改める部分に限る。)、同条第九十七号口の改正規定、同条第九十八号の改正規定、同条第九十九号コの改正規定、同条第一百号コの改正規定、同条第一百一号コの改正規定、

規定、同条第二号ロの改正規定、同条第三号の改正規定（第六十八条の十五の七第一項）

を「第六十一条の十五のハ第一項」に改める部分に限る。」同条第百四号の改正規定 同条第百五号の改正規定 同条第百六号の改正規定 同条第百七号の改正規定(第六十八条の

十五の七第一項を第六十八条の十五の八第一項に改める部分に限る。) 同号を同条第百一号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第百七号を同条第一百一号とする部分を除

く。）、同条第二百二十九号への改正規定、様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備

の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定
置法(平成三十年法律第号)の施行の日 生産性向上特別措

第1号)	第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項)	1	0	5	9	特別償却限度額の欄の 金額
(第68条の10第1項(第42条の5第1項第1号))	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	1	0	5	9	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額
第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項 第2号)	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金) (第68条の10第1項(第42条の5第1項第2号))	1	0	6	0	特別償却限度額の欄の 金額
第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項 第3号)	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金) (第68条の10第1項(第42条の5第1項第3号))	1	0	6	0	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金) (第68条の10第1項(第42条の5第1項第1号))	3	1	0	6	0	特別償却限度額の欄の 金額
第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金) (第68条の10第1項(第42条の5第1項第3号))	2	1	0	6	0	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額
第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項 項各号)	9	9	1	0	5	特別償却限度額の 欄の金額
第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	9	8	1	0	5	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額
9	9	1	0	5	特別償却限度額の 欄の金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額
金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額	法規別表十六(九) 「8」の欄の金額	特別償却限度額の欄の 金額

2 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（施行期日）**附 則**（平成三年四月一二日財務省令第三三三号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次に一号を加える改正規定、同一条第百二十三号トの改正規定、同一条第百六号を同一条第百七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同一条第百六号を同一条第百七号とする部分を除く。）、同一条第三十六号トの改正規定、様式第一の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第号）の施行の日から施行する。

附則（平成三年四月二日財務省令第三三号）抄

4 「とする。
施行日から前条第三号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項中「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とする。

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、な
お從前の例による。

附則（令和二年三月一日財務省令第二五号）

経過措置)
一条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいふ。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいふ。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、な
従前の例による。

新規則第二条第二十号及び第一百八号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前未だし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附 則(令和元年六月二十八日財務省令第一三号)抄
この省令は、令和元年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附 則 (令和二年四月一〇日財務省令第四一號) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号を同条第九十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第二号を同条第九十八号とする部分を除く)、同条第二百五号トの改正規定(同条第二百二号を同条第九十八号とする部分を除く)、同条第二百五号トの改正規定(第六十九条の十五の五第一項)の下に「、第六十九条の十五の六の二第一項」を加える部分に限る)、様式第一の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第二号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十一号の七の一に規定する連結法人をいう。以下同じ)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第二条第十五号及び第九十九号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表認定用額明細書を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る)及び様式第二(記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る)による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

この省令の施行の日から前条ただし書に規定する日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五号	第十 五 号	第五 十 四 号	第五 十 三 号	第五 十 二 号	第五 十 一 号	第五 十 号
十五	措置法第四十二条の十二の五の二第一項又は第二項の規定	次に掲げる区 分に応じそれぞれ次に定める金額	イ 度額	措置法第四十二条の十二の五の二第一項の規定	同項に規定する特別償却限 度額	二十 五 号
ロ	措置法第四十二条の十二の五の二第二項の規定	同項の規定により各事業年 度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三 前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)	、第四十二条の十二の五の二第一項又は	、第四十二条の十二の五の二第一項又は	、第四十二条の十二の五の二第一項又は	第三 十四 号へ
は 又	除 削	五十				

附 則 (令和二年六月三〇日財務省令第五六號) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第十二条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ)の施行日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除く)に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む)に係る法人税の申告及び連結法人(旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の連続親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。)が施行日前に開始した連結事業年度(改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第二六號) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定(第八号に係る部分に限る)及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ)の同日以後に終了する連結事業年度(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日以後に終了する連結事業年度(令和二年改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告について適用する。

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第三三號) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条第十五号の改正規定、同号を同条第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第十五号を同条第十三号とする部分を除く)、同条第三十四号への改正規定(第四十二条の五第一項、「及び」、「第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く)、同条第三十六号を同条第三十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第三十六号を同条第三十四号とする部分を除く)、同条第七十二号を同条第七十号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第七十二号を同条第七十号とする部分を除く)、同条第九十九号を同条第九十六号とする部分を除く)。

号を加える改正規定（同条第百九号を同条第百十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定

定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）の施行の日

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（経過措置）

施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第一百四十二条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第二十一号及び第一百六号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第二十五号及び第一百十一号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定」これらの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあるのは「第二十一号、第二十六号」と、同号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第三号から第二十五号まで」とあるのは「第三号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで」とする。

5 前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定の適用については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」とする。

附 則（令和五年三月三一日財務省令第二三三号）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第一条及び第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連

結事業年度（令和二年改正法附則第二条第一項第六号に規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月一四日財務省令第三六号）

第一条 （施行期日） この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年改正法第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則別記様式（記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月三〇日財務省令第二六号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第一項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年四月一二日財務省令第三八号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項の改正規定並びに次条第二項の規定、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）の施行の日

2 第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に加える改正規定並びに次条第三項の規定、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第二号）の施行の日

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表中小企業事業再編成投資損失準備金の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

第42条の12の7第6項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額
とあるのは、		
第42条の12の7第7項	00703	法規別表六（二十七）「18」の欄の金額
第42条の12の7第8項	00704	法規別表六（二十七）「23」の欄の金額
第42条の12の7第10項	00705	法規別表六（二十七）「28」の欄の金額
第42条の12の7第11項	00706	法規別表六（二十七）「33」の欄の金額

第42

別記様式

別記様式

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

記載要領
1 この様式は、法人が各事業年度の所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適

用を受ける場合に記載すること。

目の欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載すること。

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号	事業種目	業種番号
食料品製造業	01	金属製品製造業	20	飲食料品小売業	41
製糸、紡績、ねん糸業	02	機械製造業	21	織物小売業	42
織物業	03	産業用電気機械器具製造業	22	衣服、身の回り品小売業	43
ニット製造業	04	民生用電気機械器具電球製造業	23	家具、建具、じゅう器小売業	44
染色整理業	05	通信機械器具製造業	24	医薬品、化粧品小売業	45
その他の織維工業	06	輸送用機械器具製造業	25	百貨店	46
衣服、その他の織維製品製造業	07	理化学機械器具等製造業	26	趣味・娯楽用品等小売業	47
木材、木製品製造業	08	光学機械器具等製造業	27	その他の小売業	49
家具、装備品製造業	09	時計、同部品製造業	28	総合建設業	51
パルプ、紙、紙製品製造業	10	その他の製造業	29	離別建設業	52
新聞業、出版業又は印刷業	11	飲食料品卸売業	31	鉄道業	61
化学工業	12	織維品卸売業	32	道路旅客運送業	62
石油製品製造業	13	建築材料卸売業	33	道路貨物運送業	63
石炭製品製造業	14	家具、建具、じゅう器卸売業	34	水運業	64
ゴム製品製造業	15	医薬品、化粧品卸売業	35	倉庫業	65
皮革、同製品製造業	16	機械器具卸売業	36	放送業、電信業又は電話業	66
窯業又は土石製品製造業	17	鉱物、金属材料卸売業	37	電気供給業	67
鉄鋼業	18	貿易業	38	ガス業又は熱供給業	68

非鉄金属製造業	19	その他の卸売業	39	その他の運輸業、運輸附帯サービス業又は水道業	69
対個人サービス業	71	料理・飲食店業	78	非金属鉱業	86
対事業所サービス業	72	旅館業	79	銀行、信託業	87
映画業	73	農林業	81	その他の金融業	88
娯楽業	74	漁業又は水産養殖業	82	証券、商品取引業	89
その他のサービス業	75	金属鉱業	83	保険、保険サービス業	90
自動車修理業	76	石炭鉱業	84	不動産業	91
その他の修理業	77	原油・天然ガス鉱業	85	その他の産業	99

3 「所得金額又は欠損金額」の欄は、法人の法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号。以下この記載要領において「法規」という。)別表一「1」の欄の金額又は法規別表一の二「1」及び「21」の欄の金額の合計額を記載すること。

4 「租税特別措置法の条項」の欄は、法人が適用を受ける法人税関係特別措置の次の表の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項を記載すること。この場合において、「区分番号」の欄には当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載すること。

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380	法規別表一「26」の欄の金額又は法規別表一の二「12」及び「31」の欄の金額の合計額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381	法規別表一「26」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383	
	第42条の3の2第2項	00384	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の4第1項	00688	法規別表六(九)「23」の欄の金額
	第42条の4第4項	00689	法規別表六(十)「20」の欄の金額

	第42条の4第7項	00639	法規別表六(十二)「11」の欄の金額
	第42条の4第13項	00675	法規別表六(十四)「14」の欄の金額
	第42条の4第18項において準用する同条第13項	00676	法規別表六(十四)「28」の欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号(償却費)	00031	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄(以下この表において「特別償却限度額の欄」といいます。)の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第1号)	00032	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第42条の6第1項第2号(償却費)	00690	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第2号)	00691	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第42条の6第1項第3号(償却費)	00034	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第3号)	00035	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第42条の6第1項第4号(償却費)	00037	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第4号)	00038	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第42条の6第1項第5号(償却費)	00040	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第5号)	00041	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の6第2項	00043	法規別表六(十五)「16」の欄の金額
	第42条の6第3項	00044	法規別表六(十五)「21」の欄の金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第1号	00493	法規別表六(十六)「18」の欄の金額

沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第2号	00494	法規別表六(十六)「18」の欄の金額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第3号	00495	法規別表六(十六)「18」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第4号	00496	法規別表六(十六)「18」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第5号	00497	法規別表六(十六)「18」の欄の金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで)	00411	法規別表六(十六)「23」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項(償却費)	00622	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00623	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の10第2項	00507	法規別表六(十七)「25」の欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項(償却費)	00298	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00299	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11第2項	00301	法規別表六(十八)「25」の欄の金額

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00597 00598	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11の2第2項	00599	法規別表六(十九)「20」の欄の金額
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00568 00569	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11の3第2項	00570	法規別表六(二十)「18」の欄の金額
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12第1項 第42条の12第2項	00624 00625	法規別表六(二十一)「23」の欄の金額 法規別表六(二十一)「29」の欄の金額
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第42条の12の2第1項	00652	法規別表六(二十二)「10」の欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00601 00602	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の4第2項 第42条の12の4第3項	00603 00604	法規別表六(二十三)「17」の欄の金額 法規別表六(二十三)「22」の欄の金額

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第13条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「令和6年旧措置法」という。) 第42条の12の5第1項 令和6年旧措置法第42条の12の5第2項 第42条の12の5第1項 第42条の12の5第2項 第42条の12の5第3項 第42条の12の5第4項	00677 00678 00699 00700 00701 00702	法規別表六(二十四)「45」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00653 00654	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の6第2項	00655	法規別表六(二十五)「20」の欄の金額
事業適応設備を得た場合等の特別償却	第42条の12の7第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の12の7第1項) 第42条の12の7第2項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の12の7第2項) 第42条の12の7第3項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の12の7第3項) 第42条の12の7第4項	00661 00662 00663 00664 00665 00666 00667	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 法規別表十六(六)「8」の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 法規別表六(二十六)「21」の欄の金額
事業適応設備を得た場合等の法人税額の特別控除	第42条の12の7第5項 第42条の12の7第6項	00668 00669	法規別表六(二十六)「28」の欄の金額 法規別表六(二十六)「43」の欄の金額

	第42条の12の7第7項	00703	法規別表六(二十七)「18」の欄の金額
	第42条の12の7第8項	00704	法規別表六(二十七)「23」の欄の金額
	第42条の12の7第10項	00705	法規別表六(二十七)「28」の欄の金額
	第42条の12の7第11項	00706	法規別表六(二十七)「33」の欄の金額
特定船舶の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律(令和元年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「令和5年旧措置法」という。)第43条第1項第1号(償却費)	00640	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和5年旧措置法第43条第1項第1号)	00641	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	令和5年旧措置法第43条第1項第2号(償却費)	00642	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和5年旧措置法第43条第1項第2号)	00643	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第43条第1項第1号(償却費)	00692	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第1号)	00693	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第43条第1項第2号(償却費)	00694	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第2号)	00695	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第43条第1項第3号(償却費)	00696	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第3号)	00697	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第43条第1項第4号(償却費)	00644	特別償却限度額の欄の金額

	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第4号)	00645	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第43条の2第1項の表の第1号(償却費)	00608	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条の2第1項の表の第1号)	00609	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第43条の2第1項の表の第2号(償却費)	00610	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条の2第1項の表の第2号)	00611	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項(償却費)	00310	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00311	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項(償却費)	00646	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00647	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項(償却費)	00313	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00314	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項(償却費)	00679	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の4第1項)	00680	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第44条の4第2項(償却費)	00681	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の4第2項)	00682	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の産業イノベーション・促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第1号(償却費)	00527	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00528	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号(償却費)	00530	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00531	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区における特別償却	第45条第1項の表の第3号(償却費)	00533	特別償却限度額の欄の金額

いて工業用機械等を取得した場合の特別償却	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00534	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	第45条第2項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00135 00136	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第1号) 第45条第3項の表の第2号(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第2号) 第45条第3項の表の第3号(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第3号) 令和6年旧措置法第45条第3項の表の第4号(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和6年旧措置法第45条第3項の表の第4号) 第45条の2第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第1項) 第45条の2第2項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第2項) 第45条の2第3項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第3項) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	00670 00671 00573 00574 00560 00561 00537 00331 00332 00648 00649 00650 00651 00612 00613 00683 00684	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第1項) 第45条の2第2項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第2項) 第45条の2第3項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第3項) 令和6年旧措置法第46条第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金) 第46条第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00649 00650 00651 00612 00613 00683 00684	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
輸出事業用資産の割増償却			

特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項(償却費)(同条第3項第1号) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第47条第3項第1号) 第47条第1項又は所得税法等の一部が改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成31年旧措置法」という。)第47条の2第1項(償却費)(第47条第3項第2号又は平成31年旧措置法第47条の2第2項第3項第1号) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第47条第3項第2号又は平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号) 第48条第1項(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00466 00467 00469 00470 00592 00593	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第52条の2第1項(特別償却不足額)又は第4項(合併等特別償却不足額)	00187	法規別表十六(一)「33」の欄、別表十六(二)「37」の欄、別表十六(三)「33」の欄若しくは別表十六(五)「31」の欄の金額(これらの欄に内書きとして記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)又は法規別表十六(六)「9」の欄の金額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	第52条の3第2項、第3項又は第12項	00581	法規別表十六(九)「9」の欄の金額(同欄に内書きとして記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)
海外投資等損失準備金	第55条第1項又は第8項(同条第1項第1号) 第55条第1項又は第8項(同条第1項第2号) 第55条第1項又は第8項(同条第1項第3号) 第55条第1項又は第8項(同条第1項第4号)	00188 00189 00190 00191	法規別表十二(一)「16」の欄の金額 法規別表十二(一)「16」の欄の金額
中小企業事業再編	第56条第1項の表の第1号	00672	法規別表十二(二)「15」の

投資損失準備金	第56条第1項の表の第2号	00711	欄の金額
特定原子力施設炉心等除去準備金	第57条の4第1項	00614	法規別表十二(八)「9」の欄の金額
保険会社等の異常危険準備金	第57条の5第1項又は第12項	00198	法規別表十三(九)「7」の欄の金額(当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の6第1項又は第8項	00199	法規別表十二(九)「7」の欄の金額(当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
関西国際空港用地整備準備金	第57条の7第1項	00421	法規別表十二(十)「15」の欄の金額
中部国際空港整備準備金	第57条の7の2第1項	00481	法規別表十二(十一)「10」の欄の金額
特定船舶に係る特別修繕準備金	第57条の8第1項又は第9項	00391	法規別表十二(十二)「9」の欄の金額(当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条第1項又は第8項	00203	法規別表十三(三)「16」の欄の金額
	第58条第2項	00482	
新艇床探鉱費又は海外新艇床探鉱費の特別控除	第59条第1項	00205	法規別表十三(三)「43」の欄の金額
	第59条第2項	00483	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第59条の2第1項	00484	法規別表十四(四)「20」の欄の金額
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	第60条第1項の表の第1号	00208	法規別表十一(一)「9」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	第60条第1項の表の第2号	00425	法規別表十一(一)「9」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	第60条第2項	00544	法規別表十一(一)「13」の欄の金額
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	第61条第1項	00594	法規別表十二(二)「8」の欄の金額
農業経営基盤強化準備金	第61条の2第1項	00354	法規別表十二(十三)「10」の欄の金額

農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の3第1項	00355	法規別表十二(十三)「43」の計の欄の金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条第1項又は第9項	00356	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄の金額)
	第64条の2第1項又は第2項	00357	法規別表十三(四)「33」の欄の金額(当該金額が同表「36」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第64条の2第7項において準用する第64条第1項又は第64条の2第8項において準用する第64条第9項	00545	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条第1項又は第5項	00216	法規別表十三(四)「43」の欄の金額(当該金額が同表「49」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第65条第3項において準用する第64条第1項又は第9項	00546	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄の金額)
	第65条第3項において準用する第64条の2第1項又は第2項	00547	法規別表十三(四)「33」の欄の金額(当該金額が同表「36」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項又は第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項	00548	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄の金額)
	第65条第10項	00582	法規別表十四(六)「18」の欄に「換地処分等」と記載した資産の同表「14」の欄の金額

収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2第1項、第2項若しくは第7項又は租税特別措置法施行令第39条の3第6項	00217	法規別表十(五)「22」の欄の金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	法規別表十(五)「37」の欄の金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	法規別表十(五)「42」の欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	法規別表十(五)「47」の欄の金額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	法規別表十(五)「52」の欄の金額
特定の資産の買戻えの場合等の課税の特例	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第1号又はロ)	00549	法規別表十三(五)「20」の欄の金額(当該金額が同表「26」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第1号ハ)	00550	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第2号)	00363	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第3号)	00422	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第4号)	00364	
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第1号又はロ)	00553	法規別表十三(五)「36」の欄の金額(当該金額が同表「38」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第1号ハ)	00554		
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第2号)	00369		
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第3号)	00423		
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第4号)	00370		
第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項若しくは第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項若しくは第65条の9又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成20年法律第41号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成29年旧措置法」という。)第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項若しくは平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項若しくは平成29年旧措置法第65条の9	00557	法規別表十三(五)「20」の欄の金額(当該金額が同表「26」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10第1項又は第4項	00260	法規別表十三(六)「13」の欄の金額(当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額又は同表「20」の欄の金額(当該金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

特定普通財産とそ の隣接する土地等 の交換の場合の課 税の特例	第66条第1項又は第9項	00265	法規別表十三(七)「13」の 欄の金額(当該金額が同表 「18」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額又は 同表「20」の欄の金額(当該 金額が同表「25」の欄の金 額を超える場合には、同欄 の金額)
技術研究組合の所 得の計算の特例	第66条の10第1項	00373	法規別表十三(八)「5」の欄 の金額(当該金額が同表「7」 の欄の金額を超える場合には、 同欄の金額)
特定の基金に対する 負担金等の損金 算入の特例	第66条の11第1項	00374	法規別表十(七)「27」の欄 の金額
特定投資運用業者 の役員に対する業 績連動給与の損金 算入の特例	第66条の11の2第1項	00673	法規別表十(七)「31の計」 の欄の金額
認定特定非営利活 動法人に対する寄 附金の損金算入等 の特例	第66条の11の3第1項	00393	法規別表十四(二)「26」の 欄の金額
第66条の11の3第2項(特 定非営利活動促進法(平 成10年法律第7号)第2条 第3項に規定する認定特 定非営利活動法人(以下 この表において「認定特 定非営利活動法人」とい う。))	00394	法規別表十四(二)「42」の 欄の金額のうち「寄附先又 は受託者」の欄に記載ある もの合計額	
第66条の11の2第2項(特 定非営利活動促進法第2 条第4項に規定する特例 認定特定非営利活動法人 (以下この表において「特 例認定特定非営利活動法 人」という。))	00424	法規別表十四(二)「42」の 欄の金額のうち「寄附先又 は受託者」の欄に特例認定 特定非営利活動法人の記載 があるものの合計額	
銀行等保有株式取 得機構の売却金の 損金算入の特例	第66条の11の4第1項	00686	法規別表七(一)「4」の欄 の金額のうち、当該事業年度 開始の日の10年前の日前に 開始した事業年度に係るも のの合計額
	第66条の11の4第2項	00687	法規別表七(一)「4の計」の 欄の金額
特定事業活動とし て特別新事業開拓 事業者の株式の取 得をした場合の課 税の特例	第66条の13第1項第1号	00656	法規別表十六(六)「12」の欄 の金額
	第66条の13第1項第2号	00698	法規別表十六(六)「13」の欄 の金額
社会保険診療報酬 の所得の計算の特 例	第67条第1項	00485	法規別表十(七)「6」の欄 の金額

特定の医療法人の 法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	法規別表一「1」の欄の金額
農地所有適格法人 の肉用牛の売却に 係る所得の課税の 特例	第67条の3第1項	00376	法規別表十(七)「22」の欄 の金額
転居業助成金等に 係る課税の特例	第67条の4第1項	00274	法規別表十三(九)「8」の欄 の金額(当該金額が同表「7」 の欄の金額を超える場合には、 同欄の金額)
	第67条の4第2項又は第3 項	00275	法規別表十三(九)「13」の 欄の金額(当該金額が同表 「15」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
	第67条の4第4項又は第5 項	00276	法規別表十三(九)「17」の 欄の金額(当該金額が同表 「18」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
	第67条の4第9項において 準用する同条第2項又は 同条第10項において準用 する同条第3項	00559	法規別表十三(九)「3」の 欄の金額(当該金額が同表 「15」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
中小企業者等の少 額減価償却資産の 取得価額の損金算 入の特例	第67条の5第1項	00277	法規別表十六(七)「8」の欄 の金額
特定株式投資信託 の収益の分配に係 る譲税の特例	第67条の6第1項	00278	法規別表八(一)「28」の欄 に「特定株式投信」と記載 した銘柄の同表「33」の欄 の金額の合計額
保険会社の受取配 当等の益金不算入 の特例	第67条の7第1項	00583	法規別表八(一)「4」の欄 の金額(同項に規定する保 險業を行なうものに適用を受 ける金額に限る。)
特定目的会社に係 る譲税の特例	第67条の14第1項	00396	法規別表十(八)「13」の欄 の金額
投資法人に係る譲 税の特例	第67条の15第1項	00397	法規別表十(九)「11」の欄 の金額
特定目的信託に係 る受託法人の譲税 の特例	第68条の3の2第1項	00398	法規別表十(十)「16」の欄 の金額
特定投資信託に係 る受託法人の譲税 の特例	第68条の3の3第1項	00399	法規別表十(十)「33」の欄 の金額

5. 前号の場合において、法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち法規別表一及び別表一の二(以下この号において「別表一等」という。)に定めるものの記載について、別表一等の書式に代え、特例別表(地方法人税法施行規則(平成26年財務省令第22号)第10条第2項の規定により国税庁長官が同項に規定する記載欄に付記した別表一等をいう。以下の号において同じ。)の書式によったときは、前号の表の適用額の欄に規定する別表一等の各欄に相当する特例別表の各欄の金額を「適用額」の欄に、それぞれ記載すること。